

議 事 録

会 議 名	令和4年 第5回 寒川町農業委員会 定例総会		
開催日時	令和4年5月26日(木)午後1時30分から	開催形態	公 開
開催場所	寒川町民センター 1階会議室		
出席委員	農業委員 会長：8番 磯川 浩 委員：1番 市川 幹雄 2番 三留清一 3番 福岡 喜輝 4番 中村 基寛 5番 藤井 薫 6番 金子 隆夫 7番 相田 孝 <div style="text-align: right;">合計8名</div>		
欠席委員			
農業委員会事務局	事務局長：富田清彦 副主幹：渡辺和宏 主査：前田大樹 主任主事：吉岡聡巳		
傍聴人	無		
議 事	日程 第1 農地法第3条の規定による許可申請について 日程 第2 農地法第4条の規定による許可申請について 日程 第3 農地法第5条の規定による許可申請について 日程 第4 農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更申請について 日程 第5 非農地証明願について 日程 第6 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 日程 第7 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について		
会議の概要	<p>会 長：ただ今から、令和4年第5回定例総会を開会いたします。 出席委員は8名中8名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。本日の議事録署名人に、3番と4番を指名いたします。</p> <p>会 長：それでは、総会次第の日程により議事を進めさせていただきます。初めに、日程第1、農地法第3条の規定による許可申請について、議案番号37号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：(議案番号37号を朗読)</p> <p>(説明) 当案件は、位置図にありますとおり小谷地区農用地区域内農地1筆です。耕作者は譲受人本人外1名で、茅ヶ崎市で露地野菜等を作付けしており、茅ヶ崎市農業委員会が発行する耕作証明を添付しています。また、譲受人はトラクターや掘削機、ペイローダー等を所有しています。当該地ではヤシ、苗木の作付けを予定しており、自宅から当該地までの通作距離は約6kmで、車で約15分です。また、耕作する農地の面積は寒川町農業委員会が定める下限面積である30アールを超えており、今回の権利の設定による周辺農地への影響はありません。以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しませんので、許可条件の全てを満たしていると考えられます。</p> <p>会 長：続いて、地区担当農業委員の5番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>5 番：5月18日に事務局職員と現地調査を行いました。現況は、植木の仮植え場として使用していますが、許可後に作付けを予定している苗木であれば現況と変化はないため問題ないと思います。</p> <p>会 長：ありがとうございました。これから、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。 (委員より意見、質問なし)</p>		

会 長:よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号37号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長:総員挙手

会 長:では総員挙手ですので、議案番号37号は原案のとおり許可書を交付することに決定いたします。続いて、日程第2、農地法第4条の規定による許可申請について、議案番号38号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局:(議案番号38号を朗読)

(説明)当案件は、位置図にありますとおり倉見地域内にある農業振興地域内農地1筆です。転用事業の内容は、貸駐車場で、近隣の運送事業者が借用していた隣地駐車場が事業拡大により手狭になっているので、申請地を駐車場として一帯利用したいと要望があり、所有者が申請地を自ら転用するものです。整備費については、転用工事を実施する資力のある整備業者が立て替えて整備することとなっており、転用の確実性は明らかです。なお、農地法に基づく農地転用許可の判断基準となる立地基準は、市街化区域から500m以内で一団の農地の規模が10ヘクタール未満であることから第2種農地となります。許可の基準としては、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができると思われる場合は、原則として許可できないということではありますが、本申請の場合は申請地でなければ事業の目的を達することができないと判断されますので受理いたしました。

会 長:続いて、地区担当農業委員の私から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をいたします。

会 長:5月18日に事務局職員と現地調査を行いました。当該地の隣地は駐車場と作業場の置き場であり、埋立地に囲まれた田であることから、水はげが悪く耕作しづらいのではないかと思います。また、隣地駐車場を広げて使用する計画ということではありますが、東側の細い道路は使用せず、現在使用している駐車場の出入り口にそのまま使用するということでありますので、道路の通行等に影響はなく、問題ないと思います。

会 長:それでは、これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長:よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号38号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長:総員挙手

会 長:では総員挙手ですので、議案番号38号は原案のとおり許可相当として意見書を添え、県に進達することに決定いたします。

続いて、日程第3、農地法5条の規定による許可申請について、議案番号39号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局:(議案番号39号を朗読)

(説明)当案件は、位置図にありますとおり小動地域内の市街化調整区域内にある農地1筆の一部です。転用事業の内容は、農家の分家住宅の建設であり、譲渡人との間で使用貸借権を設定する予定です。また、市街化区域に所有している土地はありません。予定地は両親の家に近い生活するうえで相互に協力することを希望して申請に至りました。譲受人は、転用

工事を実施する資力もあり、転用の確実性は明らかです。なお、農地法に基づく農地転用許可の判断基準となる立地基準は、申請地の前面道路に給水管及び下水道管が埋設されており、500m以内に医療施設(歯医者)と公共施設(公園)が存することから第3種農地となります。許可の基準としては、原則許可になります。

会 長：続いて、地区担当農業委員の5番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

5 番：5月18日に事務局職員と現地調査を行いました。当該地は、旧大蔵集落の最南端ですが、家が少しずつ増え、現在は当該地の周辺に住居が多く建ち並んでいますので、周辺農地への影響はないと思います。

会 長：ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号39号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号39号は原案のとおり許可相当として意見書を添え、県に進達することに決定いたします。続いて、議案番号40号及び41号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号40、41号を朗読)

(説明) 当案件は、位置図にありますとおり倉見地域内にある農業振興地域内農地2筆です。転用事業の内容は、倉見1049番1においては農家の分家住宅の建設、倉見1048番4については当農家分家住宅を建設するにあたり接道要件を確保するための通路であり、所有権を移転する予定です。また、市街化区域に所有している土地はありません。予定地は両親の家に近接しており、生活するうえで相互に協力することを希望して申請に至りました。譲受人は、転用工事を実施する資力もあり、転用の確実性は明らかです。なお、農地法に基づく農地転用許可の判断基準となる立地基準は、申請地の前面道路に給水管及び下水道管が埋設されており、500m以内に教育施設(旭小学校)と医療施設(歯医者)が存することから第3種農地となります。許可の基準としては、原則許可になります。

会 長：続いて、地区担当農業委員の私から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をいたします。

会 長：5月18日に事務局職員と現地調査を行いました。周辺農地に影響のないように整備することですので、問題ないと思います。

会 長：それでは、これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号40号及び41号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号40号及び41号は原案のとおり許可相当として意見書を添え、県に進達することに決定いたします。続いて、日程第4、農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更申請について、

議案番号42号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号42号を朗読)

(説明) 本案件は、平成31年3月の定例総会で意見決定し転用許可済みの案件です。許可内容としましては、田端西地区土地区画整理事業に伴い必要となったことによる当該地への移転で、事業内容は貸駐車場及び貸資材置場、面積607㎡の事業計画での許可となっています。変更内容としましては、田端西地区土地区画整理事業の進捗の遅れにより移転を一時待機している間、コロナ禍により賃借している企業の事業が縮小したことから事業計画面積を407㎡に変更するものです。

会長：続いて、地区担当農業委員の1番から補足説明をお願いします。

1番：5月17日に事務局職員と現地調査を行いました。周りは田畑であり、住宅地も近くにありません。すでに許可した場所の面積の縮小ということで問題ないと思います。

会長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号42号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会長：では総員挙手ですので、議案番号42号は原案のとおり変更を認め、意見書を添え、県に進達することに決定いたします。続いて、日程第5非農地証明願について、議案番号43号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号43号を朗読)

(説明) 当案件は、位置図にありますとおり宮山農業振興地域内にある農地2筆です。申請地は昭和52年頃から住宅敷地として農地法を良く理解しない状態で使用していましたが、平成20年に申請者が相続し、その後農地法違反であることが判明したため申請に至りました。なお、農地法に基づく農地転用許可の判断基準となる立地基準は、当該地が寒川町役場を中心とする半径1km以内の区域に存することから第2種農地となります。40年以上前から宅地として使用していたので農地への復元は不可能であり、他の農地に影響はないと思われましたので、非農地証明交付がやむを得ないとしました。

会長：続いて地区担当農業委員の6番から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

6番：5月17日に事務局職員と現地調査を行いました。現状は母屋と物置であり、農地は他の場所できちんと管理されている。農地に戻すことは難しいと考えますので、問題ないと思います。

会長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号43号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会長：では総員挙手ですので、議案番号43号は原案のとおり許可書を交付する

	<p>ことに決定いたします。次に日程第6、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告番号30号～32号の3件、日程第7、農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、報告番号33号～36号の4件、以上、一括して事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：農地法第3条の3第1項の規定による届出については、議案書のとおり3件、農地法第4条第1項第8号の規定による届出については、議案書のとおり4件、それぞれ届出がありました。いずれも添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。</p> <p>会 長：ただいまの報告について、発言のある方は挙手願います。 (委員より意見、質問なし)</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、届出の報告事項については了承されたことといたします。 最後に、その他として、審議事項はありますでしょうか。 (特になし)</p> <p>会 長：では、以上をもって、令和4年第5回寒川町農業委員会定例総会を閉会いたします。</p>
資 料	1. 令和4年第5回定例総会議案及び位置図

議事録署名人 福岡 喜輝

議事録署名人 中村 基寛

本議事録は、令和4年6月24日、承認・署名を得て確定しました。